

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年 8月 6日

近畿地方整備局

淀川水系総合調査事務所長 岡村政彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、琵琶湖・淀川流域圏の再生に向けてのテーマの一つである「流域連携」(統合的流域管理)に資するためのシステムづくりを行うものであり、流域の関係自治体及び関係機関が各々個別にもつ水環境情報を整理し、一般に広く提供できる水環境データベースシステムを構築するものである。実施にあたっては、関係自治体・団体等が保有する水環境データについての幅広い情報収集能力を有しているとともに、関係自治体等との合意形成を図りながら業務を実施する必要がある、関係自治体等との連携が図れる体制を有していることが求められことから、(財)琵琶湖・淀川水質保全機構(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度淀川水系水環境情報システム検討業務

(2) 業務内容

1) 計画準備	1式
2) 基礎情報の収集・整理	1式
3) 情報提供範囲の拡張	1式
4) システム機能の拡張の検討	1式
5) 報告書とりまとめ	1式

(3) 履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、琵琶湖・淀川流域圏の再生に向けてのテーマの一つである「流域連携」(統合的流域管理)に資するためのシステムづくりを行うものであり、流域の関係自治体及び関係機関が各々個別にもつ水環境情報を整理し、一般に広く提供できる水環境データベースシステム(以下「システム」という。)を構築するものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

琵琶湖・淀川流域における水環境についての専門的な知識とこれらに関する的確な情報収集能力を有しているとともに、関係自治体等との連携が図れる体制を有していること。

3) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に完了し、引き渡しが進んでいる業務で、国の機関又は地方公共団体の発注による、下記に示される同種業務の元請け実績を有していること。

・同種業務：

- ア) 琵琶湖・淀川流域における複数の自治体にかかる上水道及び下水道の関連情報の情報収集に関する調査検討業務
 - イ) GISを用いた情報データベースに関する調査検討業務
- ただし、ア)とイ)は同一業務であること。

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績は、以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門又は上下水道部門に関する科目に限る）を有する者
- イ) 技術士（建設部門又は上下水道部門）を有する者。ただし、平成13年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者
- ウ) RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門又は上水道及び工業用水道部門又は下水道部門）を有する者
- エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、河川事業に関する業務経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者

・同種・類似業務の実績

配置予定管理技術者は、平成14年度以降に完了し、引き渡しが進んでいる業務で、国の機関又は地方公共団体の発注による、下記に示される同種・類似業務の実績を有していること。

・同種業務：

- ア) 琵琶湖・淀川流域における複数の自治体にかかる上水道及び下水道の関連情報の情報収集に関する調査検討業務
 - イ) GISを用いた情報データベースに関する調査検討業務
- ただし、ア)とイ)は同一業務であること。

・類似業務：

- ア) 琵琶湖・淀川流域における水環境関連情報の情報収集に関する調査検討業務
 - イ) GISを用いた情報データベースに関する調査検討業務
- ただし、ア)とイ)は同一業務でなくても良いが両方の実績を有すること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586

大阪府中央区大手前1-5-44

国土交通省近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所

総務課 総務係

電話：06-6946-8176（代） FAX：06-6946-8177

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年 8月 6日から平成19年 8月16日まで

（土、日曜日は除く。交付時間は10時00分から17時00分まで）

(1)に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年 8月17日17時00分 (1)に同じ。持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：

平成19年 9月 3日17：00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設
コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合
も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出
者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の
提出の時に於いて、当該資格の認定をうけていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of the contract : ***2007 Yodogawa River Basin Water Environment
data base system examination business.***

(2) Time-limit to express interests : ***5:00 p.m. 17 August 2007***

(3) Contact point for documentation relating to the proposal : ***Yodogawa River Basin
General Survey office, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land,
Infrastructure and transport, 1-5-44, Otemae, Chuo-Ward, Osaka-city, 540-8586,
Japan Tel 06-6946-8176 Fax 06-6946-8177***

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she
belongs : ***Yodogawa River Basin General Survey office, Kinki Regional
Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and transport, 1-5-44,
Otemae, Chuo-Ward, Osaka-city, 540-8586, Japan
Tel 06-6946-8176 Fax 06-6946-8177***